

1 中間検査を行う区域

大阪市の全区域

2 中間検査を行う期間

大阪市告示第550号にて指定が削除された。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

別表（い）欄に掲げる新築・増築または改築にかかる部分の構造、用途及び規模

（1）延べ面積が50㎡を超える建築物

（2）（1）に掲げる建築物以外の建築物で、法第43条第1項ただし書き若しくは法第53条第4項の規定

による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの

(い) 新築・増築又は改築にかかる部分の構造、用途及び規模		(ろ)			
		基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1) 地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物、および階数が3以上で延べ面積が50㎡を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	(ア) 木造	基礎の配筋工事 (杭基礎を除く。以下この表において同じ。)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事 (枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事)	壁の外装又は内装工事 (枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事)
	(イ) 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階床版の取付工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

	(オ) 混合構造 (2以上の構造が混合したものの、以下この表において同じ)	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物で、延べ面積が50㎡を超えるもの	(ア) 木造			屋根工事 ( 枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事 )	壁の外装又は内装工事 ( 枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事 )
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造			2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程

(3) (1) 又は (2) に掲げる建築物以外の建築物で法第43条第1項ただし書若しくは法第53条第4項の規定による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの	(ア) 木造		屋根工事 ( 枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事 )	壁の外装又は内装工事 ( 枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事 )
	(イ) 鉄骨造		2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造		2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程

備考：

- 1 (い) 欄(2) 及び(3) に掲げる建築物で、その構造が(イ) から(オ) に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事(※)を特定工程とする。

(※) 屋根の構造が鉄筋コンクリート造等で、当該配筋工事を現場で行う場合は、屋根及びこれを支持するはりの配筋工事完了時に検査を行います。

- 2 (ろ) 欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。

- 3 (い) 欄(1) に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍とする。

適用の除外：

- (1) 法第7条の3第1項第1号に該当する工程には、この告示の規定は適用しない。  
(2) 法第85条の規定が適用される建築物には、この告示の規定は適用しない。